

令和5年 第4回

教育委員会定例会会議録

令和5年4月12日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2609号
令和5年第4回定例会

日 時 令和5年4月12日（水） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	小 宮 綾 雅

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和5年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について
- 2 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

日程第2 報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- 2 寄付の受領について
- 3 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について（非公開）

「開会」

○教育長 これから、令和5年第4回港区教育委員会定例会を開会いたします。

新体制での、初めての教育委員会となります。

まず議席を決定させていただきます。

去る4月3日に港区教育委員会会議規則第5条の規定に基づきまして、各委員にくじを引いていただきました。その結果、新しい議席番号は、1番が田谷委員、2番が山内委員、3番が寺原委員、4番が中村委員となりました。この議席番号で決定をいたします。

今後、この議席にて教育委員会を開催してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員をお願いをいたします。

○田谷委員 かしこまりました。

○教育長 よろしくお願ひします。

まず、本日の運営についてお諮りをいたします。日程の第2、報告事項第3「令和6年度使用小学校教科用図書の採択について（非公開）」、この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づきまして、非公開とさせていただきます。

日程第1 審議事項

1 令和5年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について

○教育長 日程の第1、審議事項に入ります。

議案第30号「令和5年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」説明をお願いいたします。

○図書館文化財課長 「令和5年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。

港区立図書館条例第4条の規定に基づき、特別整理のための休館及び臨時休館をすることについてご審議いただきます。

項番1「特別整理のための休館」です。三田図書館から港南図書館までの4館1分室について、9月から10月にかけて、それぞれ特別整理のための休館を行います。同時期に二つ以上の図書館が休館にならないよう時期をずらして設定しております。

みなと図書館、赤坂図書館は特別整理のための休館は行わず、臨時休館を行います。詳しくは項番2でご説明いたします。

(2)理由です。所蔵資料と電算データの照合、不明資料などの調査、施設・設備の点検整備、修繕工事、定期清掃などを行います。

項番2「臨時休館」です。みなと図書館について令和5年11月1日から令和6年2月29日ま

で、赤坂図書館について令和5年9月25日から12月13日まで、高輪図書館について令和5年10月、11月に1日ずつ臨時休館日を設けます。

理由です。みなと図書館、赤坂図書館については大規模改修工事を実施します。また、みなと図書館、赤坂図書館は臨時休館期間中に所蔵資料と電算データの照合、不明資料等の調査を実施します。

2ページを御覧ください。高輪図書館については、高輪コミュニティーぷらざ内の定期の電気設備法定点検による全館停電、消防設備点検を行います。

(3) 臨時休館中の対応です。みなと図書館及び赤坂図書館の大規模改修工事に伴う臨時休館期間中、予約資料の貸出し、資料の返却、利用者登録等を行う仮設窓口を設置します。設置期間、設置場所は記載のとおりです。なお、みなと図書館につきましては、給排水設備の更新で約1か月水が使用できなくなる期間がございますので、11月1日から30日までの1か月間は仮設窓口での対応もできない期間となります。仮設窓口は休館期間中の12月1日の2月24日までとしております。

項番3「告示日」です。令和5年4月17日の告示を予定しております。

項番4「利用者への周知方法」です。「広報みなと」、教育委員広報誌「ひろば」、ホームページ、ポスター、Twitterなど幅広くお知らせしてまいります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第30号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

○教育長 次に、議案第31号「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは審議の資料ナンバー2を用いまして、「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」ご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

項番1を御覧ください。「特別投影の内容」で「星と英語であそぼう！」というコーナーになっております。大変好評なコンテンツで、昨年度も行い、約全10回行っているのですけれども、平均すると9割以上お客様が入っております。

内容ですが、プラネタリウム内で、ALT、外国人の外国語を担当されている先生と天文クイズなどを行ってコミュニケーションを通じながら天文と英語に親しむような、幼児から小学校1年生

ぐらいのプログラムになってございます。

日程ですが、5月28日から始め、3月3日までという年間10回で考えています。時間が午前10時半から11時10分、定員が121名となっております。使用料ですが、大人が500円、小中学生が200円というところで考えさせております。

参考資料につけさせていただいていますが、「特別投影の経費と使用料の算出について」を御覧ください。出演料と職員人件費、光熱費を足しまして、こちらを1回当たりの予定人数の121名、それから10回分でそちらを割らせていただくと、1,210人分になり、A割るDで540円となります。条例に基づいて、100円以下は切捨てということになりますので、大人が500円、小中学生がその半分の250円の50円切捨てて200円という形で算出をさせていただきました。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 参考までにお聞きしたいのですが、これは例えば2回申し込んだりすることは可能なのですか。

○教育指導担当課長 可能でございます。

○中村委員 ちなみに、昨年はそういう方は何人くらいいたのかというのはわかりますか。

○教育指導担当課長 すみません、誰が参加したかというのは分かりません。

○中村委員 では、初めての方を優先するという運用はしていないということですね。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今、課長の話で大変好評なプログラムだとお伺いしたのですが、基本的な対象年齢や学年はどのぐらいか、それから実際に利用されている学年とか年齢とか、お聞かせいただきたいのですが。

○教育指導担当課長 想定している対象年齢は、幼稚園の5歳児から小学校の1年生ぐらいが理解できる内容で行っていますが、2、3歳のお子さんも来ていたりします。逆に高齢の方も来ています。ただ、対象としては、そのような形で設定をさせていただいています。

○田谷委員 したがって、小さいお子さんから結構ご高齢の方までご理解いただけるような内容ということで、こういうことは非常にいいことだと思いますので、これに限らず、何かそういう催しはしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○寺原委員 確認ですが、使用料算出の方法としては、必要な経費を延べ利用者数で割ると540円、その端数を切って500円が大人、子どもが250円で端数を切って200円ということですが、実際には半分以上子どもが利用するとすると、結果として経費は賄えないという理解で正しいでしょうか。

○教育指導担当課長 区に全部入ってきて、元手があって何かお金をかけて使っているものを区が

補填してというものではないので、何もないところから始めて、プログラム代とかももう出来上がっているものなのでお支払いするものもありませんし、講師の出演料とか払えれば特にそこについては補填をしてというようなものではないという考え方です。

○寺原委員 出演料は47万円お支払いする。職員人件費も実際に発生する。光熱費も発生する。65万円は発生する訳ですよ。これが実際の使用料では賄えない。賄えない分は税金から出るという理解で正しいのですか。

○教育指導担当課長 そのような考え方になります。

○寺原委員 この計算式は区の規則で決まっているということでしょうか。

○教育指導担当課長 区の企画課で、ご使用料についての考え方というのが出ていまして、そちらに基づいて考えているものでございます。

○寺原委員 規則ではなく、区の中のルールということですか。

○教育指導担当課長 区のルールとして、区の使用料を決める際にそのような算出をするようにということを決まっています。

なので、科学館独自でこのような算出ではございません。

○教育長 補足をさせていただきます。受益者負担の考え方の下に使用料があります。本来であれば税金をもらっている訳ですから、それで全て無料という考え方もあるのですが、利用しない方と利用する方との間で、受益者負担をどうするかということで、区全体の中で使用料の算定の仕方があります。これを改めてここで説明すると少し時間がかかりますので、勉強会を開かせて、また室長から説明をする時間を設けさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 先程の質問の続きですけど、想定年齢が幼児5歳から小学校低学年ぐらいまでの1年生までと。そうすると将来的に小学校のもうちょっと上の学年や中高生までのプログラムというのは想定されていますか。

この子たちが何回か聞いていくうちに、その子たちがやがて高学年になって中学校になったときに、またリピートして行ってみたいなというような施設になることが私としては望ましい考え方だと思うので、いかがでしょうか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。現段階では具体的なところまでは、まだ検討は進んではないのですが、例えば、学習投影といって各学校の4年生と6年生がプラネタリウムに来たりしています。

その中で、例えば理科的要素のもので投影していたりしています。プログラムをつくるにはなかなか時間もかかったりするので、すぐにできますとは申し上げることはできませんが、将来的にはそういったことも考えて色々なコンテンツを選べるような形は検討を進めていく必要があると思っています。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第31号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第31号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 港区学校運営協議会委員の任命について

○教育長 日程第2、報告事項に入ります。「港区学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは教育委員会報告資料ナンバー1を御覧ください。学校運営協議会の委員につきまして、港区学校運営協議会規則第6条にのっとり任命いたしましたので、報告をいたします。

去る2月27日の臨時会でご承認を頂きました4月1日スタートの白金小学校運営協議会、本村幼稚園、本村小学校運営協議会、青南幼稚園、青南小学校運営協議会、青山小学校、青山中学校運営協議会、この四つの協議会を含めた各学校運営協議会を含めまして、港区では現在14の協議会を組織しております。このたび、各協議会における任期更新や新規等の任命のご報告となります。

学校運営協議会の任期は規則第7条により、2年以内とし、再任を妨げないものとしております。なお、委員につきましては、規則第6条第3項により、対象学校の校長が推薦できるとなっております。

各学校運営協議会の全体名簿になります。1ページを御覧ください。

赤坂アカデミーでは13名の組織となっております。この赤坂アカデミーにおきましては、今回全員が任期を終え、新たな任命となります。今回任命の委員には右側に丸印で表示をしております。赤坂アカデミーでは原則1年の任期、地域住民委員が2年という形でしております。そういう推薦が上がってきております。このような形で、各協議会の名簿をおつけしております。

それぞれ各協議会の委員によって推薦の在り方は違いますが、PTAの役員改選や行政機関の人事異動などを理由として、任期がそろわない状況がございます。なお、委員の中には任期の2年以内について、1年更新であればお受けしたいなどと諸事情等もある関係でそろっていない状況がございます。

各協議会での検討結果を基にした学校長の推薦を尊重し、内容について確認をしております。

また、13ページからは各協議会の推薦書を添付しております。それぞれの委員のご経験が子どもたちの豊かな成長、並びに学校とともにある学校づくりに資するものとして活躍が期待されることを事務局で確認しております。

任命の年月日です。令和5年4月1日の任命となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2 寄付の受領について

○教育長 それでは次に、「寄付の受領について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは「寄付の受領について」報告資料ナンバー2を御覧ください。令和3年度、4年度の卒業（修了）記念、あるいは周年記念として、以下のとおり寄付を受領しておりますので、ご報告させていただきます。

また、昨年6月13日の定例会以降に見積価格100万円超の寄付を受領いたしましたので、あわせてご報告させていただくものです。

項番1は、一昨年度末の臨時会報告後に受領いたしました令和3年度の卒業記念寄付となります。記載のとおりとなります。

項番2は、令和4年度の卒業（修了）記念寄付としまして、幼稚園6園、小学校1校へ記載のとおり寄付を頂きました。

項番3は、令和4年度に周年を迎えました小学校において、記載のとおり寄付を頂きました。

それぞれ寄付を頂いた方に対し、感謝状等を贈らせていただいております。

また、項番4の100万円を超える寄付に関しましては、先月27日教育長から寄付を頂いた方に対し、受領書、感謝状を贈呈させていただいております。

雑駁ですが、ご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について（非公開）

○教育長 次に、非公開案件になります。申し訳ございませんが、傍聴の方は一度画面がオフになりますので、ご了承いただければと思います。

（非公開審議）

「閉会」

○教育長 本日本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員の皆さん、または説明委員の皆さん何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を令和5年4月26日水曜日午前10時からの開催予定でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕